

2026年度 鶴川地区活性化支援金募集要項

鶴川地区協議会は、鶴川地区の特性と資源を生かして、鶴川地区の課題を自ら解決し、さらに魅力発信や向上に主体性を持って取り組む団体同士のネットワークです。これまでも鶴川地区協議会の地域活性化事業として、地域で活動している、特定非営利活動法人や市民団体を応援してきましたが、2024年度から、より支援の枠組みを明確にし、「鶴川地区活性化支援金」として、以下のとおり実施しています。

I 支援金の概要

1 活動支援金の目的

鶴川地区において、地域づくりや住民福祉の向上などに寄与する活動をしている活動団体に対し活動支援金を交付することで、その活動の健全な発展を促進し、誰もがいつまでも住み続けたいと思える地域づくりを目指すことを目的とします。

2 支援金の種類

創出支援型と推進支援型の2つの種類があります。

創出支援型	新たな活動の発掘・創出を図ることを目的とし、実績が1年未満の活動に対する支援
推進支援型	事業の継続・発展を図ることを目的とし、実績が1年以上の活動に対する支援

※ 上記の実績の基準日は、2026年4月1日です。同日の時点で、事業の実績が1年以上あれば推進支援型に、1年未満であれば創出支援型になります。

※ 創出支援型の支援金を受けていた事業の2年目以降の支援金は、推進支援型になります。

3 支援金の交付期間

一つの活動に対し通算して3カ年を限度に交付します。なお、3年間支援金を受けていた団体が、支援金交付終了後に別の活動をする場合は、新たに創出支援型の申請をすることができます。

4 支援金の交付額

活動に対する支援金の交付額は、1団体4万円を上限とします。

II 支援の対象等

1 支援の対象となる活動

2026年4月1日から2027年3月31日までの間に実施し、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 自ら企画し、実施するものであること
- ② 鶴川地区において、地域づくり、住民福祉に役立つことが期待できるものであること
- ③ 特定の政治、宗教及び思想に偏していないものであること
- ④ 営利（財産の取得を含む）を目的としないものであること

2 支援金の対象となる活動団体

申請できる活動団体は、非営利の任意団体、NPO法人等とし、かつ、次の①から⑤の要件をすべて満たさなければなりません。

- ① 団体の構成員は、構成員が5人以上で、鶴川地区居住者、あるいは在勤・在学者が2人以上いること
- ② 活動の拠点が鶴川地区内にあること。法人については主たる事務所が鶴川地区内にあること。
- ③ 役員構成が明らかであるとともに、町田市の公職にある者が代表者でないこと
- ④ 団体の存立・運営の拠り所となる定款・会則等が、構成員の総意を反映する手続きを経て整備されていること。ただし、創出支援型の支援金を交付申請する団体にあたっては、交付申請時に定款・会則等が整備されていないときは、交付申請する年の年末までに整備すること。
- ⑤ 年度ごとに適切に会計処理がなされていること。ただし、創出支援型の補助金を交付申請する団体にあたっては、交付申請時に会計処理した実績がないときは、会計処理後、速やかに決算書類等を提出すること

3 支援金対象経費

活動の実施経費については、下記記載の科目により計上してください。

経費科目	計上する経費の内容等
業務委託費	デザイン作成委託、会場設営委託等
諸謝金	外部講師への謝礼金等 ※団体構成員への謝礼は計上できません。
印刷製本費	事業に要する印刷・製本費

会議費	事業打合せのための会場使用料等
旅費交通費	活動に伴い必要な場合に計上できます。
車両費	活動に要する車両賃借料等
通信運搬費	活動に要する電話代や郵送費
消耗品費	活動に必要な物品又は原材料費
備品費	比較的長期間継続して使用、保存することができる 1 点 2 万円以上の物品
水道光熱費	活動に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合のみ計上できます。
地代家賃	活動に要したことを証明できる場合のみ計上できます。
賃借料	活動に要する事務機器のリース料等
保険料・手数料等	活動に要したことを証明する領収書等で実績報告できる場合のみ計上できます。

Ⅲ 申請手続き

1 新規申請の事前相談（必須）

2026年度に初めて申請される団体については、2026年4月17日（金）までに下記のとおり事前相談が必要です。

（1）相談の予約

鶴川地区協議会事務局に連絡し、事前相談の日程を調整してください。

電話：070-5466-6542（直通）

（2）相談場所

町田市大蔵町 1981-4 鶴川市民センター内 地域活動室

（3）持参頂くもの

① 活動実施計画書（第2号様式）

② 申請団体の概要がわかる書類（会則、紹介リーフレット等）

2 申請書の提出（継続事業の申請&事前相談で新規事業として認められた申請）

（1）提出期限

2026年4月30日（木）午後3時（正午～午後1時を除く）

（2）提出先

鶴川地区協議会事務局（町田市大蔵町 1981-4 鶴川市民センター内）

3 提出書類【(1)～(6)すべて必須】

- (1) 鶴川地区活性化活動支援金交付申請書（第1号様式）
- (2) 活動実施計画書（第2号様式）
- (3) 活動収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体の概要・活動実績（第4号様式）
- (5) 団体の定款、規約又は会則（会計・監査について明文化されているもの）
※「創出支援型」の申請で、受付期限までに整備されていない場合は、会則の案と整備予定時期を記載した書類（様式任意）を提出してください。
- (6) 団体の構成員名簿（役職、氏名が記載されているもの）

IV 審査・決定手続き

1 審査委員会による審査

審査委員会は、鶴川地区協議会の事務局長を除く役員で構成します。オブザーバーとして、相談役及び町田市地域応援コーディネーターも参加します。

この審査委員会が、申請のあった団体について、以下の審査基準に基づき審査し、活動支援金交付団体を決定します。

審査基準【推進支援型・創出支援型共通】

項目	内容
貢献度	これまでの団体の活動は、公益性があり、鶴川地区に貢献しているか。【既存団体】 団体の活動目的は、公益性があり、鶴川地区への貢献を期待できるか。【新規結成団体】
政策合致性	活動内容が「町田市地域ホッとプラン」の基本理念と合致しているか。
適時性・有効性	事業は区民・社会のニーズに適合しているか。事業は地域づくりや住民福祉に効果があるか。
自発性	活動目的に向け、自発的に取り組んでいる事業か。会員間の互助が主目的となっていないか。
実現可能性	自主財源の確保、実施体制、スケジュール等の実現性は確かなものか。
継続性	事業は継続して実施していけるか。さらなる発展が期待できるか。
独創性・先駆性	活動内容が意欲やチャレンジ性に富んでいるか。
説明責任	申請書面における記載などの事前説明、事業実施後の報告などの事後説明が十分なされているか。

2 審査方法

審査委員会による審査は、原則として書面審査により行いますが、審査の必要に応じて、団体の代表者にヒアリングを行うこともあります。

提出書類に軽微な記載不備があった場合は、地区協議会事務局から再提出を求める場合がありますが、受付期限後の申請者による書類の差し替えは原則として認められません。

3 審査結果の通知

2026年5月の役員会ののち、審査結果を連絡します。

4 交付決定と支援金の交付

鶴川地区協議会の2026年度事業計画が2026年度総会で承認されたのち、支援金の交付を決定し、団体に交付します。

V 交付後の手続き

1 事業の変更・中止・廃止の手続き

実施計画に記載した事業内容を変更するとき、収支予算書に記載した経費を変更するとき、事業を廃止・中止するときは、事業変更・廃止・中止承認申請書（第5号様式）を提出して、事前に承認を受ける必要があります。

なお、軽微な変更は、この手続きを省略することができます。

2 実績の報告

2026年度終了後、速やかに活動の実績報告として次の書類を提出してください。なお、この提出書類は、次年度以降の事業審査の資料といたします。

(1) 鶴川地区活性化支援金実績報告書（第6号様式）

(2) 支援金使途明細書（第7号様式）

(3) 領収書・レシートの写しなど経費の支出が確認できる書類

VI その他

1 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、支援金を他の用途に使用したとき、支援金の全部又は一部の返還を命ずることになります。

2 この支援金は、町田市地区協議会事業等補助金を活用して鶴川地区協議会が実施している事業であるため、町田市の監査委員による監査の対象となります。